

財産の無償譲渡について

上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

安芸高田市市長職務代理者 副市長 米村 公男

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1. 財産の表示

(1) 土地

所在 安芸高田市甲田町下小原字道下 222 番 2
地目 宅地
面積 209.35 m²

(2) 建物

所在 安芸高田市甲田町下小原字道下 216 番地、222 番地 2
家屋番号 216 番の 2
構造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
面積 延床面積 454.39 m² (1 階 370.46 m²、2 階 83.93 m²)
建築年 1996 年 2 月 10 日

2. 相手方

所在 安芸高田市向原町長田 1857 番地
名称 社会福祉法人ひとは福祉会
代表者 理事長 佐竹 正充

3. 譲渡条件

障害者福祉を推進する事業に供すること。

4. 譲渡時期

2024 年度末